

契約概要 「生活復旧費用プラン」 重要事項説明書

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険をご契約いただくお客様へ（ご契約の前に必ずお読みください）

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みくださいますようお願いいたします。
本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険普通保険約款・特約集」をご参照ください。
また、ご不明な点については、代理店または当会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みについて

この商品「生活復旧費用プラン」は被保険者が災害等により、生活用動産（家財）もしくは借戸室（契約者または被保険者が専用で使用し、施錠される物置、車庫、その他付属物を含みます）に損害を被った場合、入居者（被保険者）の生活を事故発生直前に復旧するために要する費用を補償します。さらに、日常生活における第三者に対する賠償責任、借家人として貸主に対する賠償責任を負担したことによる損害もあわせて補償します。

(2) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった下記費用（損害防止費用）を負担します。

- ① 消火活動で費消した消火剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

(3) 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合で、宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用を支出した場合（仮住まい費用）

- ① 生活復旧費用保険金が支払限度額の50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借戸室の賃貸借契約を事故の日から1ヵ月以内に解約し、被保険者が引越しをする場合
- ② 生活復旧費用保険金が支払われる場合で、かつ被保険者または入居者が借戸室の修繕のために臨時に宿泊する場合

(4) 第三者・貸主に対する賠償責任

〈第三者に対する賠償責任〉

被保険者および入居者が日本国内で生じた以下の偶然な事故により、他人の身体の傷害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- ① 借戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者および入居者の日常生活に起因する偶然な事故

〈貸主に対する賠償責任〉

借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故により損害を受けたため、被保険者が借戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 借戸室内で生じた漏水、放水または溢水による水漏れ（生活復旧費用保険金が支払われる場合を除く）

○保険金をお支払いできない主な場合

(1) この契約では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険普通保険約款」の保険金を支払わない場合の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ① 契約者、被保険者、入居者※またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは法令違反
- ② 戦争、革命、内乱その他これら類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

※入居者とは、借戸室に同居する(1)被保険者の配偶者(2)被保険者またはその配偶者と生計を共にする子および父母・兄弟・姉妹・祖父母および孫(3)賃貸借契約書等で被保険者と同居することが明記された方、をいいます。

2. 補償内容について

○保険金をお支払いする場合

(1) 以下の①から⑨の事故によって被保険者または入居者の家財、もしくは借戸室に損害を被った結果、被保険者および入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する以下のa.からh.の費用

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 風災、ひょう災または雪災（雨、ひょうまたは雪の吹込みによって生じた損害については借戸室が事故によって直接破損したために生じた場合に限り）
- ⑤ 借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- ⑦ 盗難（通貨の盗難も含む）
- ⑧ 水災（床上浸水となった場合に限る）
- ⑨ 専用水道管凍結

a. 損害が生じた家財を損害が発生する直前の状態に復旧するために必要な臨時生計費用

b. 損害を受けた家財の残存物取片づけ費用

c. 損害が生じた家財または借戸室を復旧するために要するその損害の原因の調査費用

d. 損害が生じた家財の仮修理費用

e. 損害が生じた家財の代替として使用する物の賃借費用

f. 損害が生じた家財の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用

g. 盗難による損害が生じ、その盗難がドアロックの破損を伴わずドアロックを開錠されたこと（いわゆる「ピッキング」による盗難をいう）による場合には、同様な事故を防止する目的で、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用

h. 借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づき、または緊急にこれを修理した場合に支出する費用。ただし、火災、破裂または爆発による損害に対し、被保険者が借戸室の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除く。

(2) 以下によって生じた損害に対しては、生活復旧費用保険金をお支払いしません。

- ① 家財の擦傷、掻き傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または家財の汚損であって、家財の機能に支障をきたさない損害
- ② 契約者、被保険者、入居者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失

(3) 以下によって生じた損害に対しては、第三者に対する賠償責任保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

(4) 以下によって生じた損害に対しては、貸主に対する賠償責任保険金をお支払いしません。

- ① 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊
- ② 被保険者が管理物件(借戸室等)を貸主に引き渡した後に発見された管理物件(借戸室等)の損壊に起因する損害賠償責任

○保険金の支払時期

当社は、保険金請求者が会社所定の保険金請求書に当社が求める書類を添付し提出を完了した日から、その日を含めて30日以内に保険金を支払います。

ただし、保険金を支払うために特別な照会または調査が不可欠な場合はその期間を算入しないものとします。

○保険金請求の時効

保険金を支払うべき事由が生じた日の翌日より、その日を含めて3年以内に保険金の請求がなされない場合は、保険金請求権は時効により消滅します。

この商品「生活復旧費用プラン」は既存(同種)の損害保険と保険金の支払基準が異なります。既存(同種)の損害保険で保険金支払いの対象となっても、「生活復旧費用プラン」では保険金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

3. 特約について

通信販売に関する特約が自動付帯されています。その他、付加できる特約はありません。

4. 保険期間

この「生活復旧費用プラン」の保険期間は1年間、2年間のいずれかとなります。

1年未満の短期契約や2年を超える長期契約は出来ません。

5. 引受条件について

- (1) 借戸室が賃貸借契約に基づく賃貸住宅で、かつ住居として使用されていること。(住居以外に使用されている場合はお引受けできません)
- (2) 同一の被保険者がこの保険契約に保険期間を重複して加入することはできません。
- (3) 同一の保険契約者で当社に100件超のご契約はお引受けできません。
- (4) 保険金額は、事故発生直前の状態に生活を復旧する費用を借戸室の面積などを参考にお決めください。(パンフレット等の保険金額をご参照ください)
- (5) 一時に多くの保険金の支払事由が発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。(保険業法施行規則第211条の5第4号)

6. 保険料に関する事項

- (1) 保険金支払事由が集中して発生した場合または当会社の予測を超えて発生すると見込まれた場合で、当会社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。(保険業法施行規則第211条の5第4号)
- (2) この保険の収支を検証して保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、更新時において保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

7. 保険料の払込方法

保険料は、保険契約の各コースごとに定められた保険料を一括して取扱代理店または当社に払込むものとし、払込み方法は現金による直接払込みの他、コンビニエンスストアまたは金融機関等での振込といたします。

8. 満期返戻金・契約者配当金

「生活復旧費用プラン」には満期返戻金・契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店にご連絡ください。約款記載の加入コース、未経過月数による解約返戻金をお支払いします。ただし、保険金の支払額が1回の事故につき、生活復旧費用保険金または第三者・貸主賠償責任額のいずれかの保険金額に達し、その保険契約が終了した場合には、返戻金はありません。

詳しくは代理店または当社までお問い合わせください。

10. 保険証券等の不発行の特則について

お客様がご自身のご契約内容を当社ホームページ上でご確認いただくことに合意された場合は、保険証券等の発行に代えて、当社ホームページで提供した事項を保険証券等の記載事項とみなします。(保険証券等は送付されません。)尚、お客様のご請求により保険証券等を発行いたします。保険証券等が必要となったお客様は、契約取扱代理店または当社までご請求下さい。

当社ホームページ: <http://www.safesafe.co.jp/>

引越される場合は！

保険の解約手続が必要です。または異動(新しい賃貸物件に保険の対象を移す)の手続が必要です。必ず契約証記載の代理店へご連絡ください。

当社への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

Tel 011-271-8816
(受付時間: 平日の午前9時～午後5時)

事故が起こった場合には、ご契約の代理店または
当社へご連絡ください。

フリーコール0120-889-212
(受付時間: 平日の午前9時～午後5時)